

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員がいきいきと働くことができる環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年6月1日～令和7年3月31日

2 行動計画・目標

目標1：育児・介護休業や子の看護休暇などの諸制度の周知を図り、利用を促進する。

〈取組内容〉

- 令和4年7月～
- ・妊娠から出産・育児までの休暇制度等に関する要点をまとめたパンフレットを作成する。
 - ・管理職会議で共通認識を図り、全職員へ周知する。

目標2：ワークライフバランスを保つことができるよう、職員の月平均所定外労働時間を10%以上削減させる。

〈取組内容〉

- 令和4年7月～
- ・所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する。
 - ・全職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけを行い、原因分析と削減のための取組を検討する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり毎年度10日以上となるように促進する。

〈取組内容〉

- 令和4年7月～
- ・年次有給休暇の取得状況を把握する。
 - ・年10日以上有給休暇が付与された全職員に対して、周知するとともに、9月末時点で取得率の低い職員に対しては、所属長が面談のうえ、下半期、計画的な取得を促す。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合

- ①一般職員：100%
- ②介護等職員：100%
- ③嘱託職員：90.9%
- ④定時職員：100%
- ⑤臨時職員：25.0%

2. 役員に占める女性の割合・・・23.5%

(令和3年度実績・令和4年3月31日現在)